# 平成２７年台風第１８号による大雨等災害義援金募集要綱（第２版）

社会福祉法人　中央共同募金会

１　義援金受入れ口座について

| 金融機関 | 支店名 | 口座番号 | 口座名義 |
|---|---|---|---|
| 三井住友銀行 | 東京公務部 | 普通預金<br>０１６２５２９ | （福）中央共同募金会台風大雨災害<br>義援金口 |

※本店・支店間の窓口からの振込については、振込手数料は無料です。

２　義援金の送金について

中央共同募金会でお預かりした義援金は被災県の被災状況に応じて按分し、全額、義援金募集をしている県共同
募金会に送金いたします。

３　義援金の配分について

本会より送金された義援金については、各県の行政、県共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、それぞれ定める配分基準に基づき、被災地の各市町村を通じて被災者に配分されます。

４　義援金の課税上の取扱いについて

この義援金は､所得税法第７８条第２項第１号及び法人税法第３７条第３項第１号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します。金融機関での振込金受領書又は本会発行の領収書をもって税制上の優遇措置を受けることができます。

５　領収書の発行について

寄付者が義援金について税制上の優遇措置（所得税、法人税）を希望する場合、申し出により後日領収書を発行します。

６　その他３県共同募金会の義援金の募集が実施されておりますのでお知らせ致します

(1) 宮城県台風 18 号等災害義援金募集要綱
(2) 茨城県台風 18 号等災害義援金募集要綱
(3) 栃木県台風 18 号等災害義援金募集要綱